

研究代表者 所属・職：福祉経営学部・教授

氏 名：藤森 克彦

研究課題名：身寄りのない単身高齢者に対する「人生の最終段階における包括的支援機関」の構築について ——ライフエンディング支援機関の構想——

研究の概要

(1) 問題意識

これまで、高齢者の判断能力や身体機能が低下した際に、「日常生活支援」「身元保証」「死後事務」などについて、多くの場合、家族が自動的に対応してきた。しかし、現在、身寄りのない単身高齢者が増えている。また、別居の親族がいても、それらの人々に頼れない単身高齢者も少なくない。

そこで、本プロジェクトでは、身寄りのない単身高齢者が人生の最終段階で必要となりうる「日常生活支援」「身元保証」「死後事務」などの課題について、家族に代替して支えていく仕組み（「ライフエンディング支援機関」の構築）を考える。対象地域は知多半島として、実践現場と協働しながらその対策を研究していく。

(2) 2019 年度までの研究成果

2018 年 3 月～2020 年 3 月にかけて、本学が受託したニッセイ財団プロジェクトに参加し、「単身生活者支援」を担当した。その成果は、「身寄りのない単身高齢者に対する『人生の最終段階における包括的支援機関』の構築について—ライフエンディング支援機関の構想」(2020 年 3 月)として、ニッセイ財団の研究事業報告書に寄稿した。また、2019 年 12 月には、ニッセイ財団のセミナーで発表した。

同報告書では、知多半島における身寄りのない単身高齢者への支援の実態と課題を考察した上で、身寄りのない単身高齢者を支援する機関（ライフエンディング支援機関）に求められる 5 つの要素を考えた。具体的には、①包括的にサービス提供できるコーディネート機能をもつこと、②判断能力の有無によって、上記支援機関の利用者を制限

しないこと、③公的機関の関与があること、④低所得者であっても利用が可能なこと、⑤上記支援機関が広域的に支援することや生前から身寄りのない単身高齢者と関係性をもつことによって、各自治体が支援する場合よりも、運営コストの適正化に寄与できること、の 5 点である。

そして知多半島では、「NPO 法人知多地域成年後見センター（以下、後見センター）」が活動領域を広げれば、5 つの要素を充足することができると考え、後見センターを「ライフエンディング支援機関」とすることを提言した。この提言は、2020 年 3 月の「知多地域成年後見利用促進基本計画」の内容に盛り込まれた。

(3) 2020 年度の研究計画

2020 年度は、当初、ニッセイ財団プロジェクトの総論に続けて、「各論」部分を中心に研究していくことを計画した。具体的には、①身元保証団体の実態と課題、②成年後見制度の変遷と関連する権利擁護の概念に関する整理、③NPO 法人知多地域成年後見センターへのヒヤリング、④全国における身寄りのない単身高齢者を支援する先進的な取り組みの研究、の 4 点である。

ただし、④については、コロナ禍でゲスト講師を招くことが難しくなった。そこで、②の部分については、2019 年度に全国で先進的な取り組みを行っているゲスト講師を招いて研究会を行ったので、ゲスト講師を招いた研究会についてテープ起こしをして議事録を作成することとした（2020 年 12 月 11 日変更依頼書提出）。また、研究成果は、昨年度までのニッセイ財団プロジェクトでまとめた「総論」と、今年度まとめた「各論」部分を併せた報告書とする。

達成状況・成果内容

(1) 身元保証団体の実態と課題

まず、「身元保証団体の実態と課題」という章は、研究分担者より寄稿していただいた。内容としては、「なぜ身元保証が求められるのか」「身元保証の提供するサービス内容と課題」「身元保証団体と行政サービスの関係」といった点を考察した。その上で、本研究会が提言した知多地域成年後見センターを「ライフエンディング支援機関」とする構想について、利用者側からみたメリットとして、①行政（知多半島の5市5町）の委託機関によるサービスで安心感がある、②判断能力の低下の有無にかかわらず連続的な利用ができる、③所得状況に応じた金額設定で低所得者でも安心して利用できる、といった点をあげている。一方で、身元保証団体との違いを明確にしていくためには、利用者の安心感や社会的な信頼性を高めていくことが不可欠だとして、将来的には「徹底した情報公開」に着手していくことが望ましいと指摘する。

(2) 成年後見制度の変遷と関連する権利擁護の概念に関する整理

また、「成年後見制度の変遷と関連する権利擁護の概念に関する整理」という章も、研究分担者から執筆していただいた。内容としては、「成年後見制度の歴史」「成年後見制度の利用実態と課題の整理」「成年後見制度等における権利擁護の概念について」といった点を考察した。そして、「成年後見制度利用促進計画」の概要として、「利用者に寄り添った運用」や「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を念頭にしながら、より国民の立場になった制度運営が開始されているという。一方、「権利擁護」の概念整理を行ったところ、成年後見制度利用促進法においても「権利擁護とは」という定義付けされた直接的な文言は確認できなかった。しかし、「そのようなあいまいさによって、より解釈の仕方によっては奥深い支援の方法を模索することができようにも思われる」と指摘する。

(3) 知多地域成年後見センターへのヒヤリング

2020年12月に知多地域成年後見センターの今井事務局長に対して、①権利擁護の視点から生活支援を実施していること、②民間として柔軟なサービス提供を行っている点、③生前から利用者につながることの意義、④判断能力はあるが孤立している人に、どのような支援が必要だと感じているか、⑤コロナ禍での身寄りのない単身高齢者への支援、といった点について、ヒヤリングを行った。

(4) 講演録の整理

2019年度の研究会における3件の講演（①四日市市社会福祉協議会、②琴平町社会福祉協議会、③野洲市市役所と一般社団法人滋賀県財産管理承継センター）について、その内容を整理した。

今後の展望

知多半島における「ライフエンディング支援機関」の構想を深めるとともに、全国各地でこうした取り組みの参考になっていくことを狙う。